



ずっと使える公共施設へ

問い合わせ 企画財政課 ☎ 072(740)1130

皆さんがスポーツや文化活動などで使っている体育館や公民館などの公共施設。維持・管理費用は、利用する人だけでなく全ての市民が負担しています。適正な負担の在り方とはどういったものでしょうか。現在、市は次の世代に必要な公共施設を残すため、使用料の見直しを進めています。ここでは今の市の考えを説明します。



利用しない人も税金で負担

使用料があるのは一部の公共施設

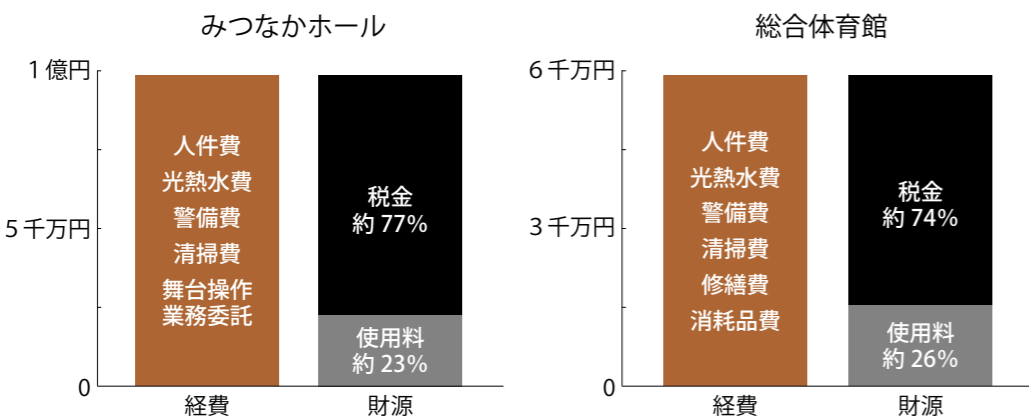
使用料が設けられているのは、一部の公共施設です(上図参照)。民間サービスでも提供されているホールや部屋の貸し出しなどを行うアステ市民プラザや、個人が日常生活をより楽しむために選んで使うキャンプ場などです。

使用料と税金で賄う公共施設に関する費用

公共施設を維持・管理するための費用は、下のグラフのように、施設を利用する人が負担する使用料と、税金で賄われています。つまり、公共施設は利用する人だけではなく、普段利用しない人も維持・管理するための費用を負担していることとなります。使用料の見直しに当たっては、施設を利用する人ももちろん、利用しない人の意見も考慮した負担割合の基準が必要です。

実際の使用料と税金の負担割合

みつなかホールと総合体育館に関する維持・管理費用(経費)と、それを賄う実際税金と使用料(財源)の割合は、下のグラフのようになります(平成29~令和元年度の平均値)。両施設とも税金が財源の大半を占めていることが見て取れます。



行政サービスの質を見直す
行財政改革を実施

人口減少や少子高齢化、近隣他市と比べても厳しい財政状況など、多くの課題を抱える川西市。より効果的な行政サービスを行うには、税金の使い道を見直さなければなりません。

そこで、市では行財政改革を実施。学識経験者やNPO法人の代表、事業者などで構成される行財政改革審議会からの答申に基づき、さまざまな面から行財政運営を検証しています。

公共施設を長く使うため
使用料を見直し

その一つが公共施設の使用料です。10年以上見直しが行われておらず、改めて全面的な見直しを進めています。

では、今まで公共施設の使用料はどのように決められてきたのでしょうか。

市では、人件費や光熱水費など、施設の維持・管理費用を算出し、その一定割合を使用料として、施設ごとに条例で定めています。これまでは、施設のメンテ

市の公共施設とは？

市が設置し、直営か委託で管理・運営する、誰もが利用可能な施設のことを指します。公共施設には、法令で使用料が無料とされている学校や図書館などと、使用料がかかる総合体育館やみつなかホール、公民館などがあります。

ナンスなどに使われる費用を使用料に算入していないことや、使用料で賄うべき負担の基準が統一されていないことが課題でした。

今後人口の減少に伴い、税収が減少することが予想されます。公共施設を維持するためには、維持・管理費用の在り方について、見直していくことが必要です。

そこで、市は2年度末に全施設共通の新たな算定基準を策定。その基準に基づいた使用料の見直しを進めています。

使用料の算定基準を統一し明確にします

市は適正な料金設定とするため、これまで施設ごとに異なっていた使用料の算定基準を統一し、明確にしました。

使用料と税金の負担割合の基準を見直し

新算定基準では、使用料と税金の費用負担の割合を、各施設の用途に合わせて、統一した考え方で見直しました（下図参照）。

民間サービスの提供数が多いものや、趣味の要素が強い利用する人の負担を大きくして、適正な負担割合となるよう配慮しています。例えば、知明湖キャンプ場やみつなかホールなどです。

施設の稼働率を80%で想定

施設の維持・管理費に充てられる使用料と税金の負担を適正にするため、施設稼働率を100%ではなく、80%と想定。利用しない人の負担割

合を今より軽減します。全ての施設が年間を通して満員で、100%利用されているというのは、現実には考えにくいことです。

稼働率100%と想定して使用料を決定すると、実際の稼働率が80%の場合、残りの20%は税金で賄うことになり、利用しない人の負担が増えてしまいます。

メンテナンス費用を「使用料の算定」に含めます

また、将来も施設を継続して利用するため、新算定基準では使用料の算定に減価償却費を含めました。

減価償却費は、建物を建てた時の費用などを、その建物を使用する期間で均等に負担するもので、施設のメンテナンス費用などに充てられます。

利用する人に配慮し「使用料の上昇」に上限を設定

新基準で算定すると、使用

料が大幅に上昇する施設もあります。利用する人に大きな影響を与えないようにするため、見直し後の料金が今の1.5倍（近隣他市を参考）を超えないように上限を設ける予定です。なお、上限を超えた分は、税金で負担することになります。

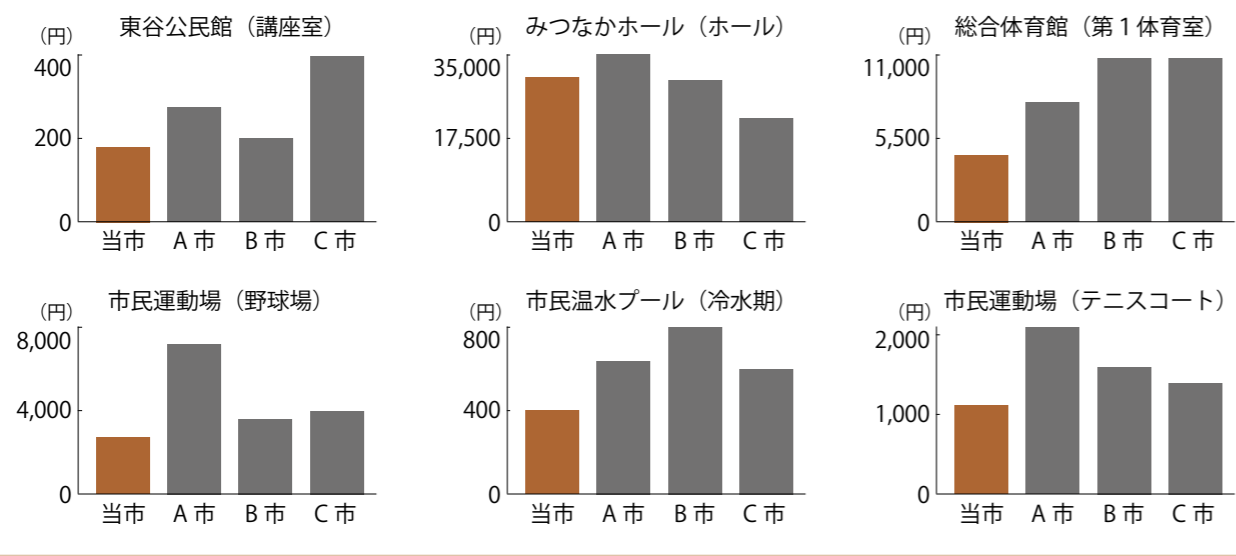
今、市は使用料の適正な上限などについて、市民や施設を利用する各団体にアンケートなどで意見を聞いている段階です。

また、新算定基準では、使用料を4年ごとに見直すことにしています。今後も皆さんの意見を参考に、適正な基準に更新し、ずっと使える公共施設をめざしていきます。

新算定基準の詳細は市ホームページへ

近隣他市の使用料との比較 (3年7月末時点)

市の改定前の使用料と近隣他市の使用料の比較は以下の通り。当市と同程度の施設の通常料金で比較しています（公民館のグラフは全市1時間あたりに換算した料金を記載）。



使用料が今の1.5倍になったら??

例1 パレットかわにしで会議をする場合

会議室 (広さ56平方m) を5人で50分利用する場合、これまでは420円だった使用料が、改定後は630円になります。団体としては210円の値上げですが、1人あたりに換算すると42円の値上げになります。



例2 市民体育館でバレーボールの試合をする場合

主競技場半面をバレーボールの2チーム (合計12人) で2時間利用する場合、これまでは2,190円だった使用料が、改定後は3,290円になります。団体としては1,100円の値上げですが、1人あたりに換算すると約92円の値上げになります。



サービス維持のため適切な負担を

市長 越田 謙治郎

多くの公共施設が建設された経済成長期やバブル期は、少ない利用者負担で行政サービスを提供することが期待されてきました。

また、行政は豊富な財源でその期待に応えることができ、その姿勢が良い政治として評価されてきました。

しかし、経済成長が望めず、人口も減少していく中では、方針を変えていかなければなりません。

財源が限られている中では、公共施設の維持・管理の考え方も見直さなければならぬと考えられています。

もちろん、皆さんが利用する公民館やスポーツ施設は、

市民が文化や芸術、スポーツ活動を楽しみ、幸せな人生を過ごすための大切な施設であり、その環境整備は市の役割の一つです。

また、使用料の見直しに当たっては、市が施設の維持・管理費を見直すことや、市民の皆さんに施設を利用していただく、稼働率を上げることなどが重要です。

ただ、今回の見直しは、単に財源を生み出すことが目的ではなく、税金の使い道を見直すためのものです。

将来にわたって、施設とサービス水準を維持するために、誰がどのように負担を分かち合うべきか。利用者の皆さんはもちろん、普段あまり利用されていない方も含めて、公共施設の在り方を、一緒に考えていただければと思います。



市が定めた使用料の負担割合

公共施設の費用を使用料で何%賄うかの基準は以下の通りです。負担割合が75%の場合、残りの25%は税金で賄うため、利用しない人も負担することになります。

